

那覇市公報

号外第 6 6 7 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 17 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）・・ 253

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号

平成 18 年 5 月 16 日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	山川	典二
同	玉城	彰

平成 17 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 17 年度定期監査（工事監査）を実施したが、その監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

H16 真嘉比古島第二街路及び整地工事（その 10）

1）特記仕様書の標準化と統一様式の採用について

措置状況

特記仕様書（土木工事）については、現在関係課（所・室）で調整を進めており平成 18 年 4 月 1 日以降入札する工事から、標準化及び統一様式化した「土木工事特記仕様書」を採用する計画です。

2）施工計画書の「緊急時の連絡体制と対応策」の内容充実について

措置状況

ご指摘のとおり緊急時の連絡体制だけでなく、対応策についても現場事務所の見やすい場所に掲示し無事施工完了いたしました。

3）今後の「公共工事の品質確保法」への対応（監督員の役割の再認識）について

措置状況

主任監督員（係長）の役割については工事内容、工法、積算方法、工事図面等のチェック、現場監督員の指揮及び監督業務の総括をしていきます。

4）真嘉比古島第二街路及び整地工事における残土処分に関して多量の残土が場外処分のため、大型ダンプトラックが一時期に集中して多量に運行する。現場周辺では勿論のこと、運搬経路においても交通安全対策など市民への安全の配慮を十分に図りたい。

措置状況

運搬経路の交通安全について所轄警察及び関係機関と充分調整し、搬出路における交通整理や安全標識設置、運転者の安全教育等を実施して無事施工完了いたしました。

1 1 工区首里山川地内公共下水道工事

1）設計図書に関する書類について

特記仕様書の標準化について

一般的な共通事項においては、契約検査課が中心になって検討し、標準化すべきである。

措置状況

特記仕様書の共通事項については、平成 18 年度の工事から上下水道局で標準化したものとなるよう検討します。

2) 施工管理・品質管理に関する書類について

施工計画書における「緊急時の連絡体制と対応策」の充実と内容チェック等に関して、工事の内容や規模に応じて事故や災害を想定して事前に準備すべき資材や機材など対応を計画検討したことを記載する必要がある。

措置状況

事故あるいは災害時の緊急事態の発生に対して、直ちに対応できるように通信経路を明確にし、資材、機材の準備配置等、現場職員及び工事関係者に周知徹底させるよう指導した。また、日頃から気象等に留意し、情報収集に努め、緊急時の体制に基づき適切な対応が出来るよう指導しました。

3) 再生資源利用(促進)計画書の記載事項の間違い等に関して

法に従った運搬・処理を含む経路の適正さを証明するものの記載に間違いがあつてはならないし、変更があれば即時に再提出が必要である。

措置状況

再生資源利用(促進)計画書の場外搬出先の記載確認を徹底し、産業廃棄物処理票(マニフェスト)により適正に廃棄物処理を実施しました。

4) [施工管理] について

立坑の先行掘りと監視及び開削箇所を早期の仮舗装について

措置状況

立坑の先行掘りについては地質の状態を監視しながら慎重に掘削し、継続して安全管理に努めました。また、開削箇所は埋戻し後に早急に仮舗装を行い、継続してほこり防止に努め施工完了しました。

県道 28 号線配水幹線布設替工事

1) 設計図書に関する書類について

特記仕様書の標準化について

一般的な共通事項においては、契約検査課が中心になって検討し、標準化すべきである。

措置状況

特記仕様書の共通事項については、平成 18 年度の工事から上下水道局で標準化したものとなるよう検討します。

2) 「標準仕様書」の名称記載について

特記仕様書の適用として「特記仕様書及び図面に記載されていない事項は那覇市上下水道局「標準仕様書」による」としているが、同仕様書は平成 4 年改訂の相当古いものであり、この仕様書の名称記載を変えるべきである。今後も作業が

遅れるのなら、最近の技術的基準を取り入れた「工事標準仕様書」（日本水道協会・平成15年版）に名称変更するのが適切である。

措置状況

那覇市上下水道局「標準仕様書」の改訂作業は平成18年3月で終了しており、平成18年度から改訂版「標準仕様書」を適用します。

3) 積算に関する書類について

積算のチェックは、工事設計書（表紙）の押印欄の表示は「係長ではなく、役割を表す“審査”」と検討すべきところである。

措置状況

局内他課と調整し、押印欄の表示を検討します。

4) 施工管理・品質管理に関する書類について

施工計画書に関して「12.緊急時の体制」の項では「連絡体系図」だけであり、内容として不足する。ここには「緊急時の連絡体制と対応」の内容が必要である。

措置状況

内容を見直し、作業従事者が緊急時の連絡、必要な機材がどこに保管されているのか明記させます。

5) 現場施工状況調査（施工管理状況）について

安全面では、埋戻し後の路盤締固め・転圧作業に使用するランマー作業では、作業員の振動障害予防の特殊手袋の着用が必要である。

措置状況

平成18年度工事から事前協議書に明記し、着用を指導します。

6) 現場施工状況調査（資材置き場）について

作業基地として使用している資材置場の出入り口には柵（ロープではなく単管や扉がよい）や資材置場管理者名の表示が必要である。

措置状況

工事従事者以外の者が自由に出入りできない対策を講じるよう指導します。また、出入口には工事看板を設置し、管理者を明確にします